

あて

住 所

事業者名

代表者名(役職名及び氏名)

港

区 分		月 別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合 計
現 場	職 員 (人)														
	常 用 労 働 者 (人)														
	常用労働者稼働延人員(人日)														
	常用労働者稼働延時間(時間)														
	日雇労働者雇用延人員(人日)														
	日雇労働者稼働延時間(時間)														
	派遣労働者稼働延人員(人日)														
派遣労働者稼働延時間(時間)															
船内荷役	常 用 労 働 者 (人)														
	常用労働者稼働延人員(人日)														
	常用労働者稼働延時間(時間)														
	日雇労働者雇用延人員(人日)														
	日雇労働者稼働延時間(時間)														
	派遣労働者稼働延人員(人日)														
	派遣労働者稼働延時間(時間)														
はしけ運送	常 用 労 働 者 (人)														
	常用労働者稼働延人員(人日)														
	常用労働者稼働延時間(時間)														
	日雇労働者雇用延人員(人日)														
	日雇労働者稼働延時間(時間)														
	派遣労働者稼働延人員(人日)														
	派遣労働者稼働延時間(時間)														
沿岸荷役	常 用 労 働 者 (人)														
	常用労働者稼働延人員(人日)														
	常用労働者稼働延時間(時間)														
	日雇労働者雇用延人員(人日)														
	日雇労働者稼働延時間(時間)														
	派遣労働者稼働延人員(人日)														
	派遣労働者稼働延時間(時間)														
いかだ運送	常 用 労 働 者 (人)														
	常用労働者稼働延人員(人日)														
	常用労働者稼働延時間(時間)														
	日雇労働者雇用延人員(人日)														
	日雇労働者稼働延時間(時間)														
	派遣労働者稼働延人員(人日)														
	派遣労働者稼働延時間(時間)														
合 計	常 用 労 働 者 (人)														
	常用労働者稼働延人員(人日)														
	常用労働者稼働延時間(時間)														
	日雇労働者雇用延人員(人日)														
	日雇労働者稼働延時間(時間)														
	派遣労働者稼働延人員(人日)														
	派遣労働者稼働延時間(時間)														

備考

- この報告書は、一般港湾運送事業者、港湾荷役事業者(港湾荷役事業の許可を受けた者をいう。)、はしけ運送事業者及びいかだ運送事業者(いかだ運送事業の許可を受けた者をいう。)が、港湾ごとに作成すること。
- 日雇労働者とは、日々雇入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者(派遣労働者を除く。)及び試みに使用される者をいう。
- 派遣労働者とは、港湾労働法(昭和63年法律第40号)第18条第1項にいう港湾派遣元事業主との労働者派遣契約に基づき、同事業主から派遣される者(2月以内の期間を定めて使用される者に限る。)をいう。